

森林病虫害駆除業務（大臣命令・地上散布）仕様書

第1 森林病虫害駆除業務（大臣命令・地上散布）は、松くい虫による被害を防止するため、地上散布方式による薬剤防除を行う。

その内容は薬剤の購入、運搬、調合積込、薬剤散布作業、散布作業車への連絡調整、散布位置の標示、警告板の作成及び設置とする。

実施場所等は、別紙実施計画及び区域図のとおりとする。

第2 散布方法は、地上散布によるスパウター及びスプレーヤー方式とする。

第3 使用薬剤は、令和5年度薬剤散布実施計画書のとおりスミパインMC剤とし、50倍液を1,200ℓ/ha散布とする。

第4 岩手県防除実施基準に基づき、散布が広範囲にならないよう確認し、薬剤が散布区域外に飛散する恐れがある場合には、飛散の防止に努めるものとする。

人畜等に被害発生の恐れがある場合には散布は行わないものとする。

第5 薬剤落下量及び飛散量の確認は、委託者の立会の上実施するものとする。

第6 薬剤散布時期（散布日）は令和5年6月15日（木）とする。

ただし、第4に定める理由等で、散布ができない場合は、順延するものとする。

第7 事業実施中、疑義が生じた場合は、その都度協議すること。